

トンネル式放流設備重金属等含有岩石処理対策検討会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「トンネル式放流設備重金属等含有岩石処理対策検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、天ヶ瀬ダム再開発事業トンネル式放流設備地内において確認された重金属等含有岩石の影響範囲及び処理対策を検討するとともに、工事を円滑に進めることを目的とする。

（設置）

第3条 検討会は、第2条に掲げる事項を目的として、国土交通省琵琶湖河川事務所長（以下、「所長」という。）が設置する。

（活動内容）

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するために、次の検討を行う。

- （1） 重金属等含有岩石の調査方法及び影響範囲
- （2） 重金属等含有岩石の処理方法
- （3） 施工監理方法
- （4） モニタリング計画
- （5） その他必要な事項

（構成員）

第5条 検討会の構成員は、事業者及び学識経験者と関係行政機関、施工者により構成し、別紙-1のとおりとする。

（運営）

第6条 検討会の運営は以下のとおりとする。

- （1） 検討会は、座長を置き、座長は構成員の互選により定める。
- （2） 検討会には、座長が指名する座長代理を置き、座長に事故があるときはその職務を代行する。
- （3） 座長は検討会の会務を総括し、検討会を代表する。
- （4） 構成員は、会務が円滑に進行するよう座長、座長代理を補助するとともに、必要な助言を行う。
- （5） 必要に応じて新たな構成員を追加できるものとする。
- （6） 検討会が必要と認めた場合は、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所開発工務課が行うものとし、以下の庶務をとり行う。

- ・会議資料の作成
- ・議事録の作成
- ・会議内容の整理及び公表資料案の作成等

(2) 事務局は、全ての検討事項について、随時、構成員に意見を求め、適正に反映しながら最終案をまとめる。

(検討会の公開)

第8条 検討会は公開により行うものとし、結果を速やかに公表する。

(その他)

第9条 本規則に定めのない事項で重要な案件が生じた場合は、検討会において協議し決定する。

(附 則) この規約は、平成26年1月25日から施行する。

平成26年 月 日一部改正

トンネル式放流設備重金属等含有岩石処理対策検討会 構成員名簿

(敬称略、順不同)

(学識者)

足 立 紀 尚 一般財団法人地域地盤環境研究所代表理事
京都大学名誉教授

嘉 門 雅 史 ~~香川高等専門学校校長~~
京都大学名誉教授

(事業者)

塚 原 隆 夫 国土交通省琵琶湖河川事務所所長

宇 野 孝 一
~~北 野 正 朝~~ 国土交通省琵琶湖河川事務所副所長

(関係行政機関)

齋 藤 博 紀
~~島 峯 克 弥~~ 宇治市理事

(施工者)

中 村 泰 介 天ヶ瀬ダム再開発トンネル放流設備流入部建設工事
所長

山 本 明 雄 天ヶ瀬ダム再開発トンネル放流設備ゲート室部他建設工事
所長

村 上 正 一 天ヶ瀬ダム再開発トンネル放流設備減勢池部建設工事
所長

森 旭 宏 天ヶ瀬ダム再開発トンネル放流設備吐口部掘削工事
所長